

平成20年 第9回

教育委員会定例会会議録

平成20年9月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2265号

平成20年第9回定例会

日 時 平成20年9月9日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委 員	南 條 弘 至
委 員	半 田 吉 恵
委 員	小 島 洋 祐
教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	川 畑 青 史
参 事	山 本 修
学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
学 務 課 長	安 部 典 子
生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
図書・文化財課長	森 信 二
指導室長	加 藤 敦 彦

「書 記」

庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 請願

1 私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

第2 会議録の承認

第2258号 第5回定例会(20年5月13日開催)

第2264号 第8回定例会(秘密会)(20年8月5日開催)

第3 協議事項

1 学校選択希望制の見直しについて

第4 教育長報告事項

1 幼児・児童・生徒の事故(平成20年4月~8月)について

2 春の通学路点検の実施結果報告について

3 港区におけるオリンピックムーブメント推進事業について

4 生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

6 図書館・郷土資料館の8月行事実績と9月行事予定について

7 9月の指導室事業予定について

第5 審議事項

1 平成20年度港区指定文化財の指定について

「開会」

○澤委員長 おはようございます。

平成20年第9回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は高橋委員、お願ひします。

前回8月末後半の臨時会がなくなりましたので、何か久しぶりのような気持ちがしていますけれども、よろしくお願ひいたします。

第1 請願

○澤委員長 では、早速日程に入ります。

その前に、南條委員が今回新たに教育委員になられまして、それまで長年にわたって社会教育委員としてご貢献いただきました。それにつきまして、佐藤課長のほうから報告させていただきたいと思います。ちょっと教育委員会の前にそのお時間を。

○生涯学習推進課長 南條委員は平成14年7月から社会教育委員の会議の委員を3期5年8ヵ月務められ、本日教育委員会の前に教育長より感謝状を贈呈いたしました。冒頭、報告させていただきます。

○教育長 先ほどお渡しました。

○澤委員長 それでは日程第1、請願について。

平成20年8月29日付で請願が1件提出されました。本日は8月29日付で受理いたしました請願、皆様のお手元の資料ナンバー1につきまして、趣旨説明の希望がございましたのでお伺いしたいと思っております。その前に参事から報告をお願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それでは平成20年8月29日付で、私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願が提出されました。請願の内容については職員に朗読をさせますのでお願ひいたします。

○職員 私立幼稚園保護者の教育費軽減に関する請願

趣旨 私立幼稚園保護者の教育費負担を軽減し、公私立幼稚園格差是正のためにも、平成二十一年度の助成金の支給、並びに所得制限の撤廃をお願い致します。

理由一 港区においては、昨今の厳しい財政状況の中、平成二十年度には保護者補助金を増額していただき、誠にありがとうございました。しかしながら、平成二十年度の区内私立幼稚園保護者の教育費平均負担額は月額36,940円で、公立幼稚園保護者負担額との格差は依然月32,131円となっております。是非とも、私立幼稚園保護者の重き負担をご理解いただき、全保護者に対し、格差是正に向けてご尽力賜りますよう切望いたします。

二 現在、公立幼稚園においては保護者の所得制限ではなく、全保護者を対象に一律の公費が支出されております。それに対し、私立幼稚園においては区内在住の約46%もの保護者が所得制限を受けており、平成二十年度の補助金額も最大で年61,800円の格差が生じております。是非とも、港区においては所得による制限を撤廃して、私立幼稚園全保護者への一律の助成をご検討いただくよう、各段のご理解をお願い申し上げます。

三 平成二十年四月現在、港区私立幼稚園総園児数のうち、区外からの通園児は約34%を占めております。区外からの通園児が多いことは、港区内の私立幼稚園が高い評価を受けている証であります。また、港区在住幼稚園児の私立・公立幼稚園児の比率は約3対1となっており、港区の幼児教育における私立幼稚園の必要性、重要性は明らかです。

保育料の額にとらわれるのではなく、各幼稚園それぞれの特色ある保育内容や子供の個性に合わせて幼稚園を選択できることが私達の願いでございます。

次世代を担う子供達が健やかに成長するためにも、港区の更なる教育行政の充実と保護者への助成の充実をお願い申し上げます。

請願代表者 港区私立幼稚園P T A連合会

会長 伊東 真紀子
副会長 渡邊 恒

以上です。

○澤委員長 ただいまの趣旨の請願を受理いたしました。

それではここで請願者を代表いたしまして、P T A連合会会長の伊東真紀子さんから請願の趣旨あるいは補足説明をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。それでは、お願いします。

○請願者 おはようございます。港区私立幼稚園P T A連合会会長を務めさせていただいております伊東真紀子と申します。

港区におかれましては、これより私立幼稚園並びにその保護者に対し、さまざまご支援をいたしておりますこと、P T Aを代表いたしまして心より御礼申し上げます。

ただいま読み上げていただきました私どもの請願文に関する補足説明をさせていただきます。

私どもが算出いたしました本年度の私立幼稚園の平均保育料は月額で36,940円となっておりますが、これは年度初めに明らかになっている保育費用をもとに計算しているものでございます。年度途中にさまざまな名目で経費がかかっていることも事実で、実際の平均保育料はこの額以上であることは間違ひございません。昨年、港区で生まれた子どもの数は約2千人と聞きました。保育園に進む児童もたくさんいらっしゃるでしょうが、私立幼稚園と公立幼稚園の定員数を足しても幼稚園の定員不足という問題が出てくることが予想されます。数年後には公立幼稚園にも入園できず、

私立に入園という子どもも出てくるかもしれません。そのときに余りにも保育料に差があつたり、また公立の保育料には所得制限がないのに、私立の保育料補助金には所得制限があるといった現状では、同じ港区内で子育てをする世代間に不公平感を生むことになりかねないと思います。

特に保育料格差よりも、私立幼稚園や保護者の多くが影響を受けている補助金に対する所得制限が、その合理的事由を見出せないと思っている保護者が多いのが現状です。

幼児教育の重要性が増す中、私立と公立がその両輪を担い、両方の存在が相互も完璧に港区の幼児教育の質を高めていき、さらに繁栄していくことを心より祈っております。以上で補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○澤委員長 それではこの請願の内容につきまして質問があるかとも思いますけれども、昨年も同様な請願をいただきまして、教育委員会の事務局として何か、状況把握で情報として報告してもらえるものがありますでしょうか。

○庶務課長事務取扱 参事 私立幼稚園の保護者補助金に対しまして毎年請願をいただいているところでございます。従来、区の1カ月あたりの保育料と私立幼稚園の1カ月あたりの保育料の格差の2分の1以上を埋めていただきたいとの要望を受けてまいりました。平成20年度につきましては、本日請願に出されております資料1の最後に添付しております私どもの資料で大変申しわけないのですが、参考資料をご覧いただきたいと思います。

平成20年度の平均保育料に対しましての区の負担分の一覧がございます。この部分でいきますと区民税Iから区民税Vにつきましては、この全ての分野につきまして平成20年度は2分の1を超えております。ある意味、所得制限を撤廃してしまったというような形になろうかと思います。ただ区民税VIの区分につきましては2分の1の金額に対しましてまだまだ1万2,000円ということで、平均の保育料の2分の1を下回っている状況でございます。

なお、このIから区民税VIまでを資料では課税額で記載されておりますけれども、4人家族の場合の平均的な収入額ということになりますと、区民税VI、これは請願の中では46%いらっしゃることでございますけれども、この46%につきましては年収ベースでいきますと1,231万円を超えるという大変な高額所得という形になろうかと思います。今日日本の平均年収が大体500万円を若干切るような状況でございますので、倍以上の所得となろうかと思っております。それから昨年度は、この区民税VIの部分は全体の43%を保持している状況でございます。今年度は46%という請願のペーセンテージですから3%ふえているという状況であろうかと思っております。いずれにせよ、従来求められていた2分の1はクリアしております。ほぼという意味ではクリアをしております。以上でございます。

○澤委員長 ただいま参事から補足説明がありましたように、請願に添付されました資料1で、区民税Iから区民税Vの方々に対しては一応目標の2分の1をクリアしています。ただ人数、それに対する人数といいますか、保護者の人数からするとこのVIの方々が46%いるということなので、区民税IからVまでの区分の方々は2分の1をクリアしているとはいっても、補助対象者の半分近くはまだ2分の1はクリアしていないという、そういうようにもとらえられる数字かと思います。いずれにしましても、この請願のことにつきまして何かご質問等ございましたらお願ひします。

○小島委員 今日の資料で、資料2の私立幼稚園平均保育料算出方法とございますが、これは私立幼稚園連合会が作成したものなのですか。ここでいう資料というのは請願に添付されているという意味ですか。

○澤委員長 請願者の方で提出いただいた資料ということです。

○小島委員 算出方法ですが、東洋英和と枝光会を除いた12園で計算するとなっていますが、入園料、施設費のところで、東洋英和は女子で計算と書いてあります。ということは、この平均の算出の中に東洋英和の数字は入っているのですか、入っていないのですか。

○請願者 抜いております。

○小島委員 今の請願のお話の中で、港区の私立幼稚園は対外的にも非常に評価されている、教育内容も充実して頑張っている。また、港区の子どもで公立幼稚園に通っている子どもも、私立幼稚園に通っている子どもも、いずれも港区の子どもであることに変わりないから、区として両方に平等に支援していくべきという点は、教育委員会としても港区の私立のお子さんも港区の子どもであり、その保育内容のレベルがアップするということは非常に望んでいることなので、予算が許す範囲の、できる限りの応援はこれは当然していかなくてはいけないと私も思います。そういう趣旨で、そういった意味から、請願はまことにそのとおりだと思います。

ただ、所得制限の撤廃をして全てに対して2分の1以上の助成をすべきという点については、国や都などでもいろいろな補助金の支給につき、ある程度所得制限を考えるのが合理的という前提で行われているので、港区もやはりある程度の所得制限というのは考えざるを得ないのではないかという気はします。それで今参事の方からの説明で、区民税VIという区分だけが2分の1までに達していないということなのですが、区民税VIの部分は年収が1,231万円以上とかなり高額な収入なので、この部分への助成としては、他の部分と同額というわけにはいかないのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○請願者 港区の私立幼稚園におきまして通っていらっしゃる方を考えると、確かに区民税VIの区分に当たっている人は46.5%いるとなっているのですけれども、区内に在住して、そして私立幼稚園に来ているという段階で、やはりほかのところに居住されている方よりもやはり年収はそれほど多くなくともやはり経済的に裏付けということもあると思います。例えば、もともとおうちを区内に持つていらっしゃるので家賃の負担がないとか。ですから平均的な日本の所得の層を考えますとそれなりの方々がいらっしゃっていると思います。そういうことになりますと、やはりその中で補助金の額に差をつけなくとも平等でもそれほど不満は出ないかという。

○小島委員 逆に言うと、この区民税の所得を段階にやっているけれども、それはあくまでも表面的なもので実質的な面ではそんなに各世帯かわりがないから、助成金についても格差をつけないで行うべきではないかというご意見ですか。

○請願者 そうです。もちろんこの資料1にございます、例えば生活保護世帯とか、所得税がかかっていないという世帯に関しましては、これはふやすことというのは必要かと思います。これらの層につきましては、純粋に所得規定の額だけを見て判断するというのは、やはり港区に住んで私立幼稚園に行かせているという段階で、やはり皆さん、教育にかける費用という価値観がそれほど違

うとは思はないので、ここの段階はそれほどつけなくても一律の補助金でもいいのではないかとこのように考えています。

○小島委員　ただ全体的にはやはりかなりの高額所得者に、その人たちにも他の区分の人と同じ額の助成をすべきだというのは制度の趣旨からいうと難しいのかなという気はしないでもないのです。保護者の方たちとしては皆さん格差区別なく全員補助は同等であるべきだという考え方方が強いですか。

○請願者　そうですね。やはりそれほど教育費にかけるお金について、例えば私立幼稚園の保育料を払うのにあたりまして、皆さんの価値観がそれほど違うとは思いません。今負担がかかっているという保育料を法外に高い、無理して出しているという、これがとても高いと思っている方、とても安いと思っている方という差はそれほどなくて、妥当だと思っている方が多いとは思います。その価値観といいますか、それを皆さん共有されていますので、補助金の額というのは少ないと私は思います。

○小島委員　ですから、一つひとつの私立幼稚園が非常にレベルが高くて、教育目標を私立ですから各私立の存立目的、教育理念が違うわけですから、そちらに港区のお子さんが行きたい、そこでうちの子どもを保育したいと願うときに、経済的理由で行かれないというのは非常に気の毒だと思います。ですから、そこら辺の観点から助成金を論じてくると、私などは「そうだ、全額出してもいいのではないの」という感じになるのです。そうではない理由で一律全額出せと言われるとなかなか「うーんどうなのか」という感じを受けるのです。

○請願者　今補足説明の中でも一応述べさせていただいたのですが、2、3年後にはもっともっと子どもの数がふえますよね。私立幼稚園と公立幼稚園の定員数を足しても幼稚園に行けないというお子さんも出てこられると思うのです。そうなったときに、今公立には定員が余裕があると聞いておりますが、本当は経済的な理由で公立に行かせたかったのだけれども、たまたま私立しか受からない、私立しか行けなかったと言いますと、本当は公立に行きたかったのにというお子さんも出てくるのだと思うのです。

○小島委員　その点は、私が言及するのは不適切かも知れませんが、あくまで私の個人的見解ですが、区立幼稚園の定員については私立幼稚園側と若干の意見の相違があると思います。港区全体の幼稚園児が増加する場合、私立と区立とでうまく配分しながら、全員が幼稚園に通えるよう十分配慮すべきでしょう。この問題と助成金は直接的には結びつかないと思います。

○澤委員長　ほかに何かございますか。

今伊東さんからの趣旨説明の3番のところに私立と公立幼稚園の園児数の比率が3対1ということで、我々教育委員会としては区立幼稚園の魅力をつけてもらうようにいろいろ努力をしているので、3対1というのはどうしてこのような数になってしまっているのかという感じがあります。そのように公立は魅力がないのか、その辺はもうちょっと突っ込んでお聞きしたいところなのですが、それは今日の請願の趣旨とは違いますので。ただ今、教育長等のご尽力もあって、私立と公立の幼稚園の交流とかそういうことが具体的に進んできています。公立、私立も同じ次の世代の日本の人材を育てるという意味では同じ趣旨なので、お互いによさを生かしていい教育ができる

ように。そのために補助金がどうしてもということであれば、事務局に検討してもらいます。

○小島委員 必要であればどんどん出していただく。同じ港区のお子さんの保育なのですから。

○教育長 請願を毎年出していただいて、そのたびごとにいろいろな私立幼稚園と教育委員会とで協議をさせていただいて、ここにも書かれているとおり、毎年いろいろ見直しをして補助金の額を決定しています。公立幼稚園においては保護者の所得制限はなく、全保護者を対象に一律の公費が支出されているところです。これは公共の教育ということで、所得制限なくやるのが通常であって、私立と公立の違いというのはまさにそこになるわけです。

またこの区民税ⅠからⅥまでのことはありますけれども、高額所得者等1,231万円以上という高額所得者の方々にも毎月1万2,000円の補助は支出しているわけで、年間にすると 12×12 ということですから14万4,000円ということであってかなりの補助の額であると私は思います。ただそれでも逆にこここの趣旨にあるように、もっとやはりそういったことをなくして気軽に私立幼稚園に通わせてほしいのだ、教育内容でということなのですけれども、現実私立幼稚園の保護者の皆さんには、私立幼稚園のそれぞれの特色ある教育を選択されてこの結果になっていると思うのです。もう一つは、公立幼稚園、今私立幼稚園連合会ともいろいろ密にいろいろな話し合いをしている中で、公立幼稚園の3年保育園が少しふえたわけですけれども、そういった教育の質的な平等性というか、そういったことも考えていかなくてはいけません。ここに書かれている3番にあるとおり、「次世代を担う子供たちが健やかに成長するためにもさらなる教育行政の充実」ということについては全く同感でありまして、公立・私立の差がなく、子どもたちが本当に健やかに、全ての子どもたちが健やかに成長できる幼児教育の環境構成というものを協力しながらやっていきたいと思っていますのでお願いいいたします。

○澤委員長 ではほかによろしゅうございますか。それではよろしいですか。ではありがとうございます。

○請願者 ありがとうございました。

○澤委員長 ではこの件につきましては、事務局でも関係者と十分協議等をお願いします。どうも御苦労さまでした。

第2 会議録の承認

○澤委員長 それでは日程の第2、会議録の承認でございます。

第2258号、平成20年5月13日開催、第5回定例会。第2264号、平成20年8月5日開催、第8回定例会、秘密会を含みます。この会議録の承認につきましてはよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。

第3 協議事項

1 学校選択希望制の見直しについて

○澤委員長 それでは日程第3、協議事項、学校選択希望制の見直しについて。

前回8月5日の教育委員会におきまして報告事項として学務課長から説明があり、教育委員会としては次回、本日教育委員会で改めて協議することにいたしました。したがいまして、本日は学校選択希望制の見直しの今後の取り扱いについて再度協議したいと思っております。なお、資料はナンバー2ということで、学務課長の方でまとめてもらった資料と、それから見直しにつきましては前回8月5日のやはり資料ナンバー2がございます。いかがでございますか。

簡単に経緯を申しますと、「きょうだい」優先枠を平成18年度から実施いたしましたが、極端な場合は優先枠で選択希望制の枠が埋まってしまうというような例もありました。公平性といいますか、機会均等という視点からもこの優先枠を見直す必要があるのではないかということで、前の教育委員会で見直すということにさせていただきました。そういう案を区議会等でいろいろ検討し、ご意見をいただいた結果、3年程度でまだ見直しは早いのではないか等々のいろいろなご意見が出ました。その辺のことに関しまして、8月5日の教育委員会で皆様のご意見をいただきました。一ヵ月、各委員にお考えをいただいて、本日最終的に方針を決めるということになりました。いかがでございますか。

○南條委員 前回のとき私の方からまとめに関しまして余り内容がわからないということでお時間をいただきたいということをご提案させていただきました。その後私なりにいろいろと調べたうえ、自分なりの考えを整理しました。少なくとも親の心理とすれば、やはり「きょうだい」が安心して同じ学校に行かれるということは、親にとっても子どもを育てているうえに大きな安心になると思います。大きな安心というのはおかしいですけれども、安心感というものが親には大切であります。またそれが次の子どもを産むという一つの原動力になればいいと、これはちょっと飛躍した考えですけれどもそういう部分と、それと3年見直しという部分に関しまして、やはりもう少し時間があって、広く周知されて、親の方に理解を求めていくという働きもとらなければ、やはり親や保護者が混乱すると思います。そういうことで、今回は見直しに関しましては「きょうだい」枠を存続するという方向で一応落ち着きを図った方がいいのではないかというのが私の意見でございます。

○半田委員 私も前回も申し上げて、その後もいろいろ考えたのですけれども、やはり同様に議案としては自由を主張する、選択するということと同時に、責任というかリスクも当然やはり背負わなければいけないと考えますので、自分の行きたい学校に選択してみずから行くということはいろいろな規制があって当然と考えて、今までのことでのままの形でよろしいかと思います。

○小島委員 教育の場においてはやはり等しく教育を受ける権利があるわけで、そういう点から考えると、教育の世界はやはりどうしても平等、公平、機会均等というのが第一義的理念です。やはり公平の観点からいくと、「きょうだい」枠というのは若干問題ではないかということだろうとは思うのです。ただ「きょうだい」枠についていろいろ保護者の方、区民の皆様、いろいろな人のご意見を聞くと、まだ実施して3年ですぐまた変えるというのは混乱を招くのではないかというようなご意見、家庭の大切さ、「きょうだい」の絆への十分な配慮が大切とのご意見等非常に強く寄せられているとのことなので、この件については更に検討する必要があり、今回は見送るという方向でいいのではないかと思います。

○澤委員長 本日教育委員会資料2で、「きょうだい」優先枠に関する意見ということで先ほど申しましたように、安部課長の方でまとめてもらいました中で、存続するべきとする意見は今3人の委員が言われたようなことが含まれているかと思います。見直さなければいけないという意見の中で、学校選択ができるという自由がある反面、兄弟が別々になるというリスクがあるのはやむを得ない。自由とリスクがあることを踏まえて子どもの通う学校を選択すべきであるというこの側面は非常に大事なことだというように私も考えます。今小島委員が機会均等という視点で言われたことと合致するかと思います。

ただ確かに小学校は6年間という長い期間なので、その6年間、2人あるいは3人のお子さんが別々ということは現実的にはなかなか親にとって苦しい。そうすると逆に言うと、子どもが複数いるところは選択制が利用しにくくなるというような側面もあって、この辺のところは教育委員会としてもなかなか苦しいところでございます。文教常任委員会とかいろいろな情報を入れますと、現在の優先枠は廃止せずに当面継続するということが大方の流れかというように我々も判断されるということで、この制度の実施状況については当面継続するということで、あるいは状況を見るということでおろしゅうございますか。では学務課長その方向でお願いします。

第4 教育長報告事項

1 幼児・児童・生徒の事故（平成20年4月～8月）について

○澤委員長 では次に日程第4、教育長報告事項。

1番、幼児・児童・生徒の事故（平成20年4月～8月）の分につきまして、学務課長、お願ひします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧ください。幼児・児童・生徒の事故。今年の4月から8月分までの報告でございます。本日の報告の内容としましては、子どもたちが学校で事故があってその内容のご報告という形になっております。入院があった、もしくは通院が6日以上のものを今回ご報告掲載しております。

1学期、8月まで含めて、夏休みまで含めまして合計で5件の事故という形での報告でございます。幼稚園は授業中に1件、小学校は休憩時間、休み時間に3件、下校中に1件、そして合計4件になっています。中学校は事故はございませんでした。合計で5件という形での報告になっております。

1枚おめくりいただきますと詳細なものがついております。今回は事故としては結構大きなものがあります。最初は御田小学校です、4月7日。これは登下校中に交通事故に遭ってしまったというものでございます。11日入院されて、通院で30日というものがございました。また赤坂小学校では休み時間のときに、階段を駆け上がっていたのか骨折をしてしまいました。白金小学校でもこれもやはり鬼ごっこをしていてという部分で事故が起きました、歯を損傷しているというものでございます。歯ですので現在も通院、歯が欠けていますので、大きくなつてからちゃんとした治療をするということになりますが、現在も通院中ということでございます。あと港陽小学校でもやはり階段を駆け上がっていっているところで、打ちどころが悪く、また強かったのか、肝臓破裂と

いう部分、入院が14日ということになっております。あとは南山幼稚園では子どもたちが走ってぶつかったということで、眉間に中央に傷を受けたということでございます。このような内容の事故が起きましたというご報告でございます。以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ありますか。

○南條委員 最初の御田小学校の交通事故の方なのですけれども、これは信号機のない交差点ということになるのですか。交差点ではないのですか。右折しようとしたワンボックスとありますね。そういうことは……。

○小島委員 右折しようとするので右を見ているのですから、まだ交差点に入っていないのではないか。

○学務課長 交差点ではなく、側道から出てこようとする車が右折しようとしているときに子どもがたまたま通りかかって車に巻き込まれたという形になっています。ここは十字路というわけではなくて、普通のまっすぐの道路のところに側道がついているという形です。

○南條委員 そうするとこれは運転手の方の過失ですか。

○学務課長 そうですね。要するに右に曲がろうとしていますので、右の方に気をとられて、左から来る子どもが見えなかつたという形です。

○南條委員 子どもさんはそこに車が来るのはわからなかつたのかな、曲がることが。盛んに交通安全教室というのを学校でやっておりますよね。こういう部分でやはりこういう事例というものを挙げていただきよく子どもに説明して、注意を促すということをしていただければと思います。

○澤委員長 これは昼間ですね。

○学務課長 朝です。

○南條委員 登校時です。

○学務課長 近くの方が、子どもが通っているということを気がついたので、運転手に気づくようについて運転手に声をかけているのですけれども、運転手の方はそれにも気づかなかつたということなので、かなりちょっと注意が右側の方に向いていたということでございます。

学校では各ご家庭に対して、生活指導だよりということで事故の状況をお知らせしたり、子どもたちにも事故の状況を説明するとともに安全指導は行っております。

○澤委員長 歩道の上にいたのですか。

○学務課長 そうです、子どもは歩道の上にいたようです。

○澤委員長 ほかにございますか。

○小島委員 一番下の幼稚園なのですが、幼稚園の場合、なかなか指導も大変だと思います。こういう事故にならないように先生に常日ごろ指導してもらっていると思うのですけれども、この事故状況を読むと、さらに先生に頑張ってもらってこういう事故が起こらないようにするにはどうしたらしいのですか。子どもに全く駆けるのをやめろというわけにもいかないですものね。出入り口のアルミサッシに額をぶつけた。どうしてなのだろう。

○南條委員 枠なのですか、これ。

○小島委員 アルミサッシに額をぶつけたのというのは……。

○教育長 これは想像ですけれども、出入り口のサッシだと思うのですけれども、これが全開になつていなくて、半開ぐらい、あるいは3分の1、でも子どもは全開だと思って駆けて出たときに目に入らなかつたということは予想されますね。常に全開であることで通つてゐる子どもたちがいたとすれば、あわてたときにはそのような感じがします。

○小島委員 幼稚園の子どもですから。

○指導室長 この日たまたま私この事故の後にちょうどこの幼稚園を訪問していました。ちょっと詳しく聞いたのですが、やはりこういった事故が起きないように、幼稚園ではどうしているのかということで、具体的に私の方から、例えば入口のところに足跡をつけて、必ずそこで一たん待つような保育とか、あるいは忍者走りというのを幼稚園でよくやるのですけれども、忍者のように音も立てずにそおっと行くというような保育を日ごろからやっておくということの大切さを言っておきました。それからまだこの幼稚園はトイレと保育室の動線が非常に危ないので、死角になるから戸を全部開けてくださいと、今教育長がおっしゃったように、そういう指導もしてきたところなのですが、1年目の担任の保育ということでぜひご指導をと管理職に言つてきました。以上です。

○教育長 今指導室長の話を聞いてもそうなのですけれども、大きな事故というのは小さな事故の積み重ねで、そのときに対処しないからもっと中程度の事故になる。中程度の事故をきちんと対処しないとさらに大きな事故になるとよく言われます。これは決して小さな事故ではないわけです。小さな事故ではないものをこうやって列挙しているわけだと思います。ぜひこの事故報告を生活指導主任会あるいは幼稚園主任会等々そういったところで、この事故の状況をしっかりと出して、そしてその防止に努めるように。これ以上大きな事故にならないためにもやはり全園に知らせる、あるいは全小中学校に知らせるということは大事なことだと思いますので、ぜひこういう資料で勉強してもらいたいと思います。

○小島委員 要点をもうちょっと書かないと、これだけだと何だろうと。

○教育長 学務課と指導室の方でその辺調整してください。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

2 春の通学路点検の実施結果報告について

○澤委員長 それでは2番目、春の通学路点検の実施結果報告につきまして、同じく学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。今年度の春の通学路点検の実施状況報告でございます。

港区の小学校におきましては、春と秋の交通安全運動週間に合わせてというか、それをきっかけとして年に2回通学路点検を実施しております。今回は春の分ということで、おおむね4月下旬から7月上旬までの通学路点検の実施状況でございます。春の交通安全運動週間というのは2週間ぐらいの短い期間ですので、その中で全学校でやってくださいと言いますとなかなか日程調整がつきませんので、教育委員会では幅を広めに期間を長く、2、3ヶ月ぐらいとりまして、その中で学校にお願いをしているところでございます。間もなく秋の交通安全運動も始まりますので、今度

は秋の通学路点検ということで、11月ごろまでかけて、あと学校で今度は秋の分という形で実施していく計画を今しております。

今回は春の分でございますが、この通学路点検は学校が主体となりますけれども、PTAに参加してもらったり、あと総合支所の職員の方に参加してもらう。区の場合は区道の道路管理者でもありますので、道路のことを点検するにはそういった道路管理者が必要ということになります。また交通安全に対してはやはり警察という組織にもご参加いただき、また町の町会、自治会の方にも参加していただいて実施しております。区だけではなく、必要があれば東京都の道路、東京都の都道ということもありますので、東京都の道路管理者の方にも出席をお願いするといったことは考えております。おおむねそういったメンバーで実施をしているところでございます。

通学路の点検実施校、いつやってどのぐらいの人数かというのは一覧のとおりでございます。学校によって一番多いところは芝浦小学校32人が参加したというところはございます。

通学路点検からの改善箇所ということですが、これは平成20年度春のですね。間違っています。

○小島委員 19年度秋ではなくて20年度春。

○学務課長 そうです、すみません。改善箇所ということで、道路標識、通学路とかという道路標識が壊れているとかそういったものの補修。あと街灯が必要な場所の設置。「止まれ」という標識を設置してほしいですとか、あとはそういった標識関係の設置とか、あと樹木の伐採、剪定です。木が覆っていると死角になる部分もふえますのでそういった剪定をしてほしい。そういう改善箇所が出てきております。またこれ以外にも、スピードのある車が多い箇所、危険性を皆さんで認識するとか、歩道に放置自転車やバイクが多いということで改善をお願いしていく所もありますし、ガードレールについても必要があれば設置の方向で検討していくといったこともやっております。一応今年度の春の通学路点検の概要でございました。以上です。

○澤委員長 通学路点検の実施結果について説明をもらいましたけれども、何かございますか。

○小島委員 この通学路点検というのは非常に大事なことで、毎年2回やってもらうというのはいいことですよね。そして、特に改善箇所は非常に大事なので、各学校の改善箇所を全ての学校に知らせる、共通に問題意識を持つような機会はあるのですか。

○学務課長 全体として、各学校同士ということですか。

○小島委員 この学校ではこういう問題、こちらの学校にはこういう問題があったということを、港区の学校全体に伝え、相互の経験交流をやつたらどうかと思うのです。

○学務課長 学校間の情報交換というのはそこまでは、申しわけないですけれども、まだやれていないのが実情でございます。ただ学校単位では参加者と必ず意見交換の場を設けてもらえるようにしていますので、警察の意見ですか、PTAの意見ですか、そういったものが参加者の中で共有はされていると思います。また学校では通学路点検の結果を各保護者にお知らせしている学校もありますので、学校単位での活動というところではかなり充実はしてきているかというのを考えております。

○半田委員 私もPTAのときに、これは地区委員会というのが各学校にあります。その委員会の方が旗振りをしたり、通学路点検に通っておりました。多分名前が校外委員とか学校によって違う

と思うのですけれども。あとは、私青南小学校だったのですが、赤坂地区で青山中学校に集まって、地区委員会というのがございまして、そのときにそれぞれ報告をしておりました。例えば樹木が夏場茂っているのではなくて、植え込みが伸びてしまうと小さい子がそこで信号を待っていてもやはり見えづらい。そういうのは、そこはちょっと伐採してほしいですということを意見が上がってきたりしましたので、それをいい形で。

○小島委員 地区でそういう話があった。

○半田委員 その後はどうなったかはわからないのですが、あのときはああやっていました。

○澤委員長 警察、道路管理者が一緒に回ってくれているというところがすごくいいことです。

○教育長 9月の定例校長会のときに秋の交通運動に際して、また秋の通学路点検よろしくお願ひしますという話がありましたね。そのときにこれ出しました。

○学務課長 これは出していません。

○教育長 出さなかつたですね。これらの点検結果というのは、やはり校長会で一つ示して、あわせてお願ひをするとよかつたかもしれないで、次回それをやって開示してください。

○澤委員長 それではよろしゅうございますか。

3 港区におけるオリンピックムーブメント推進事業について

○澤委員長 では報告事項の3番目ですけれども、港区におけるオリンピックムーブメント推進事業につきまして、生涯学習推進課長、よろしくお願ひします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバーの5番をご覧ください。

港区におけるオリンピックムーブメント推進事業について報告をいたします。

まず1、経過について。IOCは、東京をはじめシカゴ、リオデジャネイロ、マドリードの4都市を立候補都市として選定し、平成21年10月2日に開催都市を決定する予定です。東京は安全面で高い評価を得ておりますが、他都市に比べ、IOC世論調査では低い評価になってございます。この結果を受けて、東京オリンピック、パラリンピック、招致本部は62区市町村全てがオリンピックムーブメント共同推進事業を通じて、地域からオリンピック誘致の気運を盛り上げたいとしています。

港区は議会の中で、東京がスポーツを通じて国際平和に貢献する世界最大の祭典の開催地として選ばれることを期待していると報じております。そこで区及び教育委員会、またスポーツ財団と実行委員会となって開催する、2008年港区民体育祭の開催に合わせまして、スポーツと文化芸術の融合を目指して、これをテーマといたしまして、オリンピックムーブメント推進の気運を要請するという点も実施いたします。

次に2番目、オリンピックムーブメント推進事業計画です。具体的には10月13日体育の日でございますけれども、午前10時からクラシックバレエに関する公演及びバレーの出演の予定をしてございます。午後は1時半からスポーツ対談ですか、これを前東京ヤクルトスワローズ監督の古田敦也氏とバルセロナ五輪で金メダリストの岩崎恭子さんのスポーツ対談ということで予定してご

ざいます。

会場につきましては港区スポーツセンターの近隣になりますが、田町交通ビルの6階ホールを予定しております。

経費につきましては547万1,000円ということで、東京都の方との共同事業で都から委託金を見込む予定でございます。

申込方法につきましては10月11日土曜日ですが、区役所で入場券の配布を午前と午後によって行いたいと考えております。

周知方法につきましては10月1日の区報、それから10月5日のキスポート新聞、こちらの方で中心に公告をいたします。またチラシ、ポスター等も作成の予定でございます。以上でございます。

○澤委員長 東京オリンピックに関して、オリンピックムーブメント推進事業の一環としての行事の説明をもらいましたけれども、何か。

○南條委員 10月11日というのは区民祭りとバッティングするのですよね。

○生涯学習推進課長 土日、11、12日と区民祭りが行われておりますので、区役所の中で、そこ1階ロビーと書いてございますけれども、区役所の中でスペースを設けまして行いたいと考えてございます。一方では区民祭りが行われております。

○南條委員 ではせっかくでしたら区民祭りの会場の方でこういうことはできないですか。なかなか当日役所のロビーまでは来ないでしょう、土曜日の11日というのは。皆さんこちらの方にいるわけですから。できればどこか行政のブースか何かでPRした方がもっと効果があるかとは思いますけれどもいかがでしょうか。

○生涯学習推進課長 今のところ、区報あるいはキスポート新聞で区役所での入場券の配布を考えてございますので、特にはブースを設けて芝公園の方で配布するというちょっと予定は今のところ考えてはございません。

○教育長 ですからあえてブースを設置するということは区民祭りとしては予定があるからできないんだろうけれども、いろいろ本部のところとか、あるいはキスポートのブースとかさまざま、青少年委員のブースもありましたか。いろいろなブースがあるわけですから、そういったところで工夫できないかということが南條委員の趣旨なのではないかと思うのですけれどもいかがですか。

○生涯学習推進課長 委員がご指摘の広く皆さんに周知をはかる意味からして、効果的な方法をもう一度ちょっと考えながら少しやってみたいと思います。

○澤委員長 これは、入場券先着250名ですから、11日に配ってということですね。

○生涯学習推進課長 当日ですとやはり会場がパニックになったり、危険だということがございまして、先着でのことで、そちらの方でお配りしたいと考えてございます。

○澤委員長 そういう意味では、人がいっぱい集まっているところの方がいいかもしれませんね。何か売れ過ぎてすぐなくなってしまうという。なくなったらいいけれども、当日来る人が非常に少なかったというのも困ってしまうし。

○南條委員 それは券には枚数に限度があるのでけれども、やはりこういった活動といいますか、

こういう推進事業をやっているということの意味においてもやはり広く、当日できなくても周知するというのはよろしいのではないかと思いますので、そこら辺ぜひ。

○生涯学習推進課長 配布する場所も検討したいというのと、今南條委員がおっしゃるように、やはり周知するということも一つの目的にございますので、広く知れ渡るような方法を、また配布とは別個にいろいろ考えていきたいと思います。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

○小島委員 この委託金は全額東京都から来るのですか、それとも区が一部負担するのですか。

○生涯学習推進課長 10分の10が東京都の委託金ということで予定はされています。

○小島委員 この古田監督と岩崎選手はおもしろい取り合いで聞きたいですね。どのようなことをお話になるのかおおよそ分かりますか。テーマとか。

○生涯学習推進課長 特にシナリオはございません。ただ司会は深山計さんという方で、以前ニッポン放送のアナウンサーの方で、退職してご自分の会社でやっていらっしゃったと思うのですが、プロの司会者がいてやりたいと考えてございます。うまくその話題を引き出していただくような格好になると思います。

○教育長 この10月13日は、ご承知のように区民祭りのスポーツ部会の方の日で、芝浦小学校を会場で開会式、入場行進、それから体育功労団体の教育委員会表彰がある日です。よろしくお願ひしたいと思います。

○澤委員長 それではよろしゅうございます。ありがとうございます。

4 生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定について

○澤委員長 では次に4番目ですけれども、生涯学習推進課の8月事業実績と9月事業予定につきまして、この件につきましては資料の配布をもって報告とさせていただきます。特に佐藤課長。

○生涯学習推進課長 1点だけ。運動場の利用につきまして、昨年の8月と比較しまして、6, 900件ほど利用が下がっております。度重なる集中豪雨等天候の関係で利用が全体的にマイナスになっているということでございますので、その点だけご報告をさせていただきたいと思います。

○澤委員長 ちょっと今聞き逃したのですけれども、理由は何か。

○生涯学習推進課長 雨の関係です。麻布、青山等軒並みにマイナスになっている次第です。昨年は49, 522件ございましたので、約6, 900件数字が落ちてございます。

○澤委員長 8月は半ば後半から急に天気が悪くなって。ではよろしゅうございますか。

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○澤委員長 それでは5番目ですけれども、生涯学習推進課の各事業別利用も今一緒にさせていただきました。

6 図書館・郷土資料館の8月行事実績と9月行事予定について。

○澤委員長 次に6番目ですけれども、図書館・郷土資料館の8月行事実績と9月行事予定につき

まして、資料の配布をもって報告とさせていただきますけれども、特に森課長ございますか。

○図書・文化財課長 7ページ目をおめくりいただければと思います。郷土資料館の事業の中で、8月21日港区ミュージアムネットワーク設立というのを書かせていただきました。これは港区内の博物館・美術館のうち、今回24館が共同で連携していろいろな情報交換だとかそういうものをするということでございます。当日24館の代表の方がいらしていただきまして、設立会をいたしました。これについてはマスコミで日経新聞、東京新聞、毎日新聞、あるいはMXテレビでも放映をされて話題になったというものでございます。今後さらに発展するように事業を検討していくたいと考えてございます。

それから10、11ページに郷土資料館の特別展開催中の開館日の変更と臨時休館ということでさせていただいております。本日これから議題になります指定文化財の方で、今年度港区文化財保護条例というものが施行から30周年を迎えるということでございまして、この間港区が指定文化財として指定してまいりましたものを区民の方にお知らせするというので、特別展を10月13日から開催する予定になっておりますので、その点につきまして若干休館日と開館日を変更させていただくということでございます。またこれにつきまして、特別展につきましてはまた次の教育委員会でも細かくご報告させていただきたいと思いますのでお願いします。以上でございます。

○澤委員長 図書館・郷土資料館の行事等につきまして何かご質問等ございますか。

最初に説明もらいました港区ミュージアムネットワークですか、これはなかなかおもしろそうな考え方なのですけれども、区民にとって何が便利かというのはちょっと整理してください。

○図書・文化財課長 昨年はアートミート港というのをやりまして、2月ごろですか、お子様向けのいろいろなイベントを区内の13の美術館で実施をした経過がございます。今回美術館だけではなくて区内の博物館まで輪を広げて、またそういったイベントとか、一応ホームページも今月中にはつくって、各館のご紹介をしたり連携事業をとったりということで、具体的には、委員長今どのような利便性かとおっしゃられましたけれども、これから検討しながら進めていくということでございます。

○澤委員長 不勉強ですけれども、24館もあるのですね、区内に。

○図書・文化財課長 大体博物館といつても、博物館法に決まっている、国に届けを出しているのは、国立新美術館ですか、サントリー美術館とか、あと自然教育園とかそういうのも全部博物館の範疇に入りますけれども、その中では大体もう50以上港にはあります。ただそういう法律で届けていない、民間企業がやっております、今回ここに書いてあります富士フィルムスクウェアとか、あとは味の素の食の文化センターとか、そういう変わったものも多く含まれて、そういうことを共同していくということです。今までにはない試みなのかと思っております。

○澤委員長 そういうのは知っている人は知っているのでしょうかけれども、今話が出ましたように、ホームページを開設していただいて、そこを見るといろいろなものが一目でわかるというのはいいですね。

○小島委員 今の話で、美術館は博物館になるのですか。

○図書・文化財課長 博物館は英語でミュージアムで、美術館はアートミュージアムということで、

英語で考へても当然ミュージアムで大きな範疇の中で美術も自然史も科学もみな入ります。

○小島委員 国立自然教育園、あれは何でミュージアムなのですか。

○図書・文化財課長 国立科学植物館の付属の自然をそのまま残しているので博物館の一部です。

○小島委員 庭園美術館は。

○図書・文化財課長 美術館です。

○澤委員長 そういう意味での文化財。

○小島委員 文化施設。

○澤委員長 文化施設ですね。そういう意味では港区はめぐまれている。

○小島委員 いっぱいありますよね。それを教育委員会が有効に利用させてもらう方法を考えていただいて。ただというわけにはいかないかな。

○教育長 私もごあいさつさせていただいておりますけれども、本当に私も全く知らない博物館が、例えば港区で有名な虎屋さん、和菓子で有名、羊羹で有名な虎屋さんですけれども、虎屋さんに博物館があるのです、和菓子の。それ今度一度お邪魔してみようかと思ったのですけれども、歴史もあって、それらは和菓子の世界といえばもう本当に相当歴史があるわけですよね。考えてみれば当然のことなのでしょうけれども、でも知らなかつた。あるいは本当に今スタートしたばかりのそういうミュージアムがあつて、本当に港区というのはそういう新旧の文化伝統というのが集積しているところなのだと改めて思いました。そこでも港区の幼稚園も含めた小中学校にそういう学芸委員さんたちが来校されて、文化の話やいろいろな芸術の話などをしていただいたら、あるいはそういうミュージアムに招待していただいて、そこで解説をしていただくというような、本物に触れ合うそういう機会がふえるということは、子どもたちにとても有意義なことですし、子どもたちの学習意欲あるいは芸術的な感覚の豊かな情操にいろいろ寄与していただけるのではないかととても楽しみしております。

○小島委員 学校教育において、森課長の占める役割というのは非常に大きいですね。指導室どうですか、自由に使って。

○澤委員長 こういう文化財、文化施設を活用したいですね。

○小島委員 博物館は何か恐竜博物館とかそういうような感じがありましたけれども、博物ですから何でもいい。広くという意味ですね、博は。今日はいい勉強になりました。

○澤委員長 よろしゅうございますか。

○教育長 図書館の方の利用登録者の推移というところでちょっと気になったのは、この資料の5ページのところです。高輪図書館が利用登録者が20, 124, 20, 513と順調にふえたかと思ったら、8月に3, 000人も落ちているというのはこれどういうことなのでしょうか。これ何かの間違いなのか、それともどうして3, 000人も登録者が一気に落ちているのか不思議だとちょっと思いました。登録者ですから少しずつふえていくはずです。

○図書・文化財課長 ちょっとここ後で。データのトラブルもあったかもしれませんので確認をいたしまして、来月補足で説明させていただきたいと思います。

○澤委員長 お願ひします。あとはよろしゅうございますか。

7 9月の指導室事業予定について

○澤委員長 それでは報告事項の7番目。9月の指導室事業予定につきまして。これも同じく資料の配布をもって原則として報告とさせていただきますけれども、何か特に指導室長。

○指導室長 それでは1点だけ。今週13日土曜日に、海外派遣の報告会が行われます。会場は芝浦港南区民センターということで、私も行っていないので楽しみにはしているのですけれども、それぞれ小学校中学校の訪問先の様子等を含めて、中学生が司会をやりまして報告会を行いたいと考えております。区長もいらっしゃって、それから委員長にもごあいさつをいただくということで、ぜひお時間がありましたらお願ひしたいと思います。以上です。

○澤委員長 今指導室長の方から海外派遣報告会が13日に開催されるということで、ご都合つけば行っていただきたいと思います。特に今年度の海外派遣につきましては何かトラブルみたいなことは。

○指導室長 昨年のような形のトラブルは特にありませんでした。ただ細かいところですが、小学校で子ども同士のちょっとした人間関係の部分でトラブルが1件ありました。中学校は事前に持ち物の件で、指導室と保護者間で認識が異なるといった複雑な事情がございましたけれども、いずれにしても最終的に解決してございます。

○澤委員長 いよいよ2年目ということで先生方も少しほ慣れる。行かれる先生が違うから慣れるというわけにはいかないのでしょうけれども、前の経験が申し送りでだんだん軌道に乗ってきてよいのだろうと思います。指導室の事業につきまして、何かご質問等ありますか。

よろしゅうございますか。以上で報告事項は終了でございます。

第5 審議事項

1 平成20年度港区指定文化財の指定について

○澤委員長 日程の第5、審議事項。

平成20年度港区指定文化財の指定につきまして、図書・文化財課長、よろしくお願ひいたします。

○図書・文化財課長 それではただいま議題になりました議案第46号、本日配布の教育委員会議案資料ナンバー1をご覧いただければと思います。港区指定文化財の指定についてという議案でございます。これについてご説明をさせていただきたいと思います。

資料ナンバー1一番上にかがみがございまして、それにその後答申文でございます。港区文化財保護審議会会长から教育委員会委員長宛の答申文が入ってございます。それからカラーコピーで3枚ございまして、今回指定する指定文化財の写真を用意させていただいております。そちらもあわせてご覧いただければと思います。それでは早速説明させていただきます。

今回指定する指定文化財は3件でございます。いずれも有形文化財でございます。この議案の記書き以下の表をご覧いただいて説明させていただきます。

一つ目が彫刻であります。木造僧形坐像1躯。所有者は港区芝公園4丁目7番35号の宗教法人増上寺でございます。

二つ目はやはり有形文化財の古文書、反町文書と申します。全部で144通のもの全体を指しています。所有者は港区三田2丁目15番45号の学校法人慶應義塾でございます。

3番目のこちらは同じく有形文化財の歴史資料にあたるものでございます。牛供養塔及び二千七百六十人之靈供養塔、あわせて2基ということでございます。所有者は港区高輪2丁目16番22号の宗教法人願生寺でございます。

以上3件はいずれも本年6月24日開催の平成20年第4回港区教育委員会臨時会におきまして、港区文化財保護審議会へ諮問をするということでご決定をいただいた3件でございます。その後港区文化財保護審議会で審議をいたしまして、昨日9月8日でございますけれども、教育委員会委員長宛で、それぞれの3件につきまして港区の指定文化財として指定するにふさわしいと、文化財であるということでご答申をいただいたものでございます。この答申に基づきまして、本日議案といたしまして、指定の議案を提出させていただいております。本議案についてご決定いただいた後には告示等をいたしまして、広報みなど、あるいは先ほど申し上げましたけれども、本年10月13日から開催する港区文化財保護条例施行30周年の記念特別展におきまして広く区民の方々にお知らせをしてまいりたいと考えてございます。

それぞれ特徴がございまして、答申の方を見てご覧いただければと思いますが、答申文の1枚目の裏です。かがみの1面裏から個々の文化財につきまして特徴等を書かしておりますが、簡単に内容を説明いたしますと、一番最初の木像僧形坐像というものにつきまして、これは増上寺の三解脱門というところの上に安置されてあったということで、今まで気がつかないで安置されていたというものでございます。区内では珍しい室町時代のこういう彫刻だということで非常に価値があるということでございます。

それから2番目の反町文書につきましては、これは慶應義塾の方で保管されてございます。全部で144点ございまして、その後ろに144の古文書の一覧を載せてございますけれども、足利尊氏ですとかなり有名な戦国大名等武将の朱印状であったり書状であったり、そういうものが広く収集されてございます。これにつきましてもかなり貴重なものがあるということで指定をさせていただいたということになります。

それから3番目の牛供養塔及び二千七百六十人之靈供養塔でございますけれども、こちらは港区に由来して、高輪の今車町という町名が残ったりしていますが、そこは以前牛町とも呼ばれて、江戸城の増築などの際に重量物を牛車で引く、それで荷物を運ぶということが江戸時代は行われていたということで、京都からわざわざそのために牛屋を高輪の車町付近に住まわせたという経緯がありまして、その名残りを残すもの、江戸で唯一の牛町の存在を伝える歴史資料として貴重であるということで、それにあわせてまた供養塔も同時期の貴重な庶民信仰を示す資料として重要であるということで今回指定することとさせていただいております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定下さるようお願いいたします。

○澤委員長 指定文化財の諮問を4回定例会で審議させていただきましたように諮問いたしまして答申をもらいました。今説明を図書・文化財課長からもらいましたけれども、何か質問等ございますか。

○小島委員 この3点については前に当委員会でかなり審議した件ですので、答申どおり指定することによろしいかと思います。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

○教育長 審議会委員の先生方に大変熱心なご検討をいただいて、審議いただいて答申を受けたわけですけれども、その先生方からのお話によっても大変貴重な文化財であり、特にこの反町文書は非常に価値の高いもので、これだけまとまってまたあるということ自体が大変貴重であるというようなお話をいただいております。港区としてもこういう貴重な文化財を大切に所有する方々とともに大切に保存していくという責務があろうかと思っています。

また委員の方々から、港区の郷土資料館建て替えの件についてもぜひよろしくお願ひしたいというような話もありました。つけ加えさせていただきます。

○澤委員長 それでは文化財保護審議会に3点の諮問をいたしておりましたけれども、3点とも文化財として指定するのにふさわしいという答申をいただきました。

この議案第46号につきまして採決してよろしくございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは原案どおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは議案第46号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

ほかに野澤課長何かありますか。

○学校施設計画担当課長 それでは余りいいニュースではございません。8月29日になりますが、私どもの高陵中学校を建設しておりますJVの構成会社の1社であります臨海建設株式会社が会社更生法の手続きに入りまして、即日で更生法の適用を受けるというご判断を東京地方裁判所からいただいております。ただこの間関係の方々といろいろお話をしていますが、契約内容に変動のあるような話はございませんので、更生手続きのために数日間財産確定、債務確定のために工事がとまっておりますが、今まで伺っている中では工期も変動なく再開可能だというお話をですので、直接私どもには影響がないとのことです。

○澤委員長 世の中どんどん景気が後退しているということを、新聞やテレビなどでやっています。

○小島委員 更生決定でこちら側は支払を受ける立場ではなくて払う立場ですから、出来高払いですっていけば特にマイナスはないと思います。今言ったように混乱、仕事の現場の質が落ちるのは困るかという気はします。更生決定を受けたことによって、仕事の内容が下請け、孫受けなどという関係にあると、支払いが複雑になるので、工事の質が落ちないようによく監督してもらいたいと思います。

○澤委員長 明るいニュースは。

○学校施設計画担当課長 次の第3回定例会で港南小学校の工事契約案件をご承認いただくために提出するということです。いよいよ着工でございますが、こちらは明るいニュースです。

○小島委員 気象庁云々の土地関係はある程度話がついたのですか。それともまだ。

○学校施設計画担当課長 継続中でございます。

○小島委員 新聞報道で、国があの土地を港区から取得するというような話が出ていたように思います。

○庶務課長事務取扱 参事 これにつきましては、現在我々の把握している情報の中では気象庁と教育センターの改築というという形でつくりますので、大体容積でいくと気象庁関係が82%、区関係が18%ぐらいの容積率になりますので、用地につきましてもほぼ82%は国と交換、18%部分を区として所有するという方向で今進めていると聞いております。ただまだ教育財産でございますので、そういう具体的な手続きに入るためには、教育財産として18%残るわけですから、どうするかということは、これから契約管財部門と用地活用部門と近々詰める予定でございます。いずれにしても来年の1月から2月には全体的な方針を気象庁が発表したいと言っておりますので、それに向けて今最終的な詰めに入っています。そういう状況です。

○澤委員長 今年度の「港区の教育」が今日机上に配布されておりますけれども、表紙が随分シックですね。

○小島委員 粋な庄重だか何かの絵ですね。

○生涯学習推進課長 裏に書いてございます。

○澤委員長 外國の方ですか。いろいろ勉強していただいて。

○小島委員 よく外人がこのような雨の模様を。日本的な雰囲気ですね。

○澤委員長 それではよろしゅうございますか。

「閉会」

○澤委員長 以上をもって閉会といたします。次回は9月30日火曜日午前10時からの予定です。よろしくお願いします。ありがとうございました。

(午前11時35分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 高橋 良祐